

専用サービス契約約款

平成17年 4月 1日

財団法人 首都圏ケーブルメディア

目 次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第2章 専用サービスの種類	2
第4条 (専用サービスの種類)	2
第5条 (専用サービスの提供区域)	2
第3章 契約	2
第6条 (専用IP接続サービスの品目)	2
第7条 (契約の種類)	2
第8条 (契約の単位)	2
第9条 (専用回線の終端)	2
第10条 (専用申込の方法)	2
第11条 (専用申込の承諾)	2
第12条 (引込回線数の変更)	3
第13条 (品目の変更)	3
第14条 (専用回線の移転)	3
第15条 (専用回線の利用の一時中断)	3
第16条 (専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)	3
第17条 (専用契約者が行う専用契約の解除)	3
第18条 (当財団が行う専用契約の解除)	3
第4章 回線相互接続	3
第19条 (相互接続点の所在場所等)	3
第20条 (回線相互接続の請求)	3
第21条 (回線相互接続の変更・廃止)	4
第5章 利用中止及び利用停止	4
第22条 (利用中止)	4
第23条 (利用停止)	4
第6章 専用回線利用の制限	4
第24条 (専用回線利用の制限)	4
第7章 料金等	5
第1節 料金及び工事に関する費用	5
第25条 (料金及び費用の種類)	5
第26条 (料金の支払方法)	5
第2節 料金の支払義務	5
第27条 (料金の支払義務)	5
第28条 (工事費の支払義務)	6
第3節 料金の計算及び支払	6
第29条 (料金の計算方法)	6
第4節 割増金及び延滞利息	6
第30条 (割増金)	6
第31条 (延滞利息)	6

第8章	保守	6
第32条	(当財団の維持責任)	6
第33条	(専用契約者の維持責任)	6
第34条	(専用契約者の切り分け責任)	7
第35条	(修理又は復旧の順位等)	7
第36条	(修理又は復旧の場合の暫定措置)	7
第9章	損害賠償	7
第37条	(責任の制限)	7
第38条	(免責)	8
第10章	雑則	8
第39条	(個人情報の取扱い)	8
第40条	(承諾の限界)	8
第41条	(利用に係わる専用契約者の義務)	8
第42条	(他人に使用させる場合の専用契約者の義務)	8
第43条	(専用契約者からの専用回線の設置場所の提供等)	9
第44条	(技術的事項及び技術資料の閲覧)	9
第45条	(法令に規定する事項)	9
第46条	(定めなき事項)	9
第47条	(閲覧)	9
(附則)		9

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当財団は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）、その他の法令の規定に基づき、この専用サービス契約約款（以下「約款」といいます。）および当財団が別に定める料金表により、専用サービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当財団は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用 語	意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 専用サービス	契約の申込み等により指定された区間において当財団が設置する電気通信回線を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス
4 専用サービス取扱所	専用サービスに関する業務を行う当財団の事務所
5 専用契約	当財団から専用サービスの提供を受けるための契約
6 専用申込	専用契約の申込み
7 専用申込者	専用申込をした者
8 専用契約者	当財団と専用契約を締結している者
9 専用回線	専用契約に基づいて設置される電気通信回線
10 相互接続点	当財団と当財団以外の第1種電気通信事業者又は第2種電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法の規定に基づき当財団が当財団以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係わる電気通信設備の接続点
11 接続専用回線	相互接続点にその一端が終端する専用回線
12 他社接続回線	相互接続点において接続専用回線と接続する電気通信回線であって、当財団以外の第1種電気通信事業者が設置するもの
13 端末設備	専用回線の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末の接続等の技術的条件
17 保安器	専用契約者宅への落雷及び電流の侵入を防止するために専用回線の終端に設置される電気通信設備
18 引込線	専用回線のうち、保安器に最も近い距離にあるケーブル接続点から保安器までの間の線路
19 専用取扱局	電気通信設備を設置し、それにより専用サービスを提供する当財団の事業所
20 収容区域	1の専用取扱局に専用回線を収容する区域で当財団が別に定めるもの
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額

第2章 専用サービスの種類

第4条 (専用サービスの種類)

当財団が提供するサービスには、次の種類があります。
専用IP接続サービス

第5条 (専用サービスの提供区域)

当財団の専用サービスは、当財団が別に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

第6条 (専用IP接続サービスの品目)

専用IP接続サービスには料金表に規定する品目があります。

第7条 (契約の種類)

専用IP接続サービスに係る契約には、次のものがあります。
専用契約

第8条 (契約の単位)

当財団は、専用契約者回線1回線ごとに1の専用契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

第9条 (専用回線の終端)

当財団は、専用契約者が指定した場所の建物又は工作物において、当財団の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器を設置し、これを専用回線の終端とします。

第10条 (専用申込の方法)

専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当財団所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただくこととします。

- (1) 専用サービスの種類及び品目
 - (2) 回線数
 - (3) 専用回線の終端の場所
 - (4) その他の専用申込の内容を特定するための事項
- 2 接続専用回線に係わる専用申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当財団所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係わるサービスの種類及び品目
 - (2) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係わる区間
 - (3) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係わる電気通信事業者の氏名又は名称
 - (4) その他接続専用回線に係わる専用申込の内容を特定するための事項

第11条 (専用申込の承諾)

当財団は、前条に規定する専用申込みがあったときは、その専用申込みを受け付けた順番に従って承諾します。

- 2 当財団は前項の規定にかかわらず次の場合にはその専用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込のあった専用回線を設置し又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (3) 接続専用回線に係わる専用申込にあつては、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係わる電気通信事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき別に定める条件に適合しないとき。
 - (4) その他専用サービスに関する当財団の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 1 2 条 （引込回線数の変更）

専用契約者は、引込回線数の変更を請求することができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用を止めようとする者があれば、当該専用契約者と連署した当財団所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当財団は、前項の申込があったときは、第 1 1 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 1 3 条 （品目の変更）

専用契約者は、専用サービスの品目の変更を請求することができます。

- 2 当財団は、前項の請求があったときは、第 1 1 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 1 4 条 （専用回線の移転）

専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当財団は、前項の請求があったときは、第 1 1 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 1 5 条 （専用回線の利用の一時中断）

当財団は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線及び専用回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

- 2 専用契約者は、利用の一時中断を希望する場合、当財団所定の方法により申し込むものとします。また、その期間を変更する場合も同様です。
- 3 利用一時中断中の料金については別に定めます。

第 1 6 条 （専用契約に基づく権利の譲渡の禁止）

専用契約者が専用契約に基づいて専用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 1 7 条 （専用契約者が行う専用契約の解除）

専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第 1 8 条 （当財団が行う専用契約の解除）

当財団は、第 2 3 条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線に係る専用契約を解除することがあります。

- 2 当財団は、専用契約者が第 2 3 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当財団の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線の利用停止をしないでその専用回線に係る専用契約を解除することがあります。
- 3 当財団は、前 2 項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

第 4 章 回線相互接続

第 1 9 条 （相互接続点の所在場所等）

当財団は、相互接続点の所在場所等について、専用サービス取扱所に掲示するものとします。

- 2 当財団は、相互接続協定に基づき、接続専用回線に係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第 2 0 条 （回線相互接続の請求）

専用契約者は、その専用契約者回線の終端において又は、その終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用契約者回線と当財団以外の電気通信事業者が提供する電

気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係わる電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当財団所定の書面を専用サービス取扱所に提出していただくこととします。

- 2 当財団は、前項の請求があったときは、その接続に関しその電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当財団は相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第21条（回線相互接続の変更・廃止）

専用契約者は第20条（回線相互接続の請求）の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当財団に通知していただくこととします。

- 2 当財団は、専用契約者から前項の請求があったときは、第20条（回線相互接続の請求）の規定に準じて取り扱います。

第5章 利用中止及び利用停止

第22条（利用中止）

当財団は、次の場合には専用回線の利用を中止することがあります。

- (1) 当財団の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第24条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。
- (3) 第19条（相互接続点の所在場所等）の規定により、接続専用回線に係わる相互接続の所在場所を変更するとき。
- 2 当財団は、前項の規定により専用回線の利用を中止するときは、あらかじめそのことを専用契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第23条（利用停止）

当財団は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当財団が定める期間（その専用回線の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線の料金、工事に係る費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その専用回線の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 専用契約の申込にあたって、当財団指定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 第40条（利用に係わる専用契約者の義務）又は第41条（他人に使用される場合の専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 当財団の承諾を得ずに、専用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当財団以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当財団の提供する電気通信サービスに係わる電気通信回線を接続したとき。
- (5) 専用回線に自営端末設備もしくは自営電気通信を接続している場合において、電気通信事業法の規定もしくは技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を専用回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当財団は、前項の規定により専用回線の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

第6章 専用回線の利用の制限

第24条（専用回線の利用の制限）

当財団は、専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線（当財団がそれらの機関との協議により定め

たものに限ります。) 以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 当財団が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第25条（料金及び費用の種類）

料金及び費用には以下のものがあります。

- (1) 工事費
- (2) 利用料
- 2 具体的な料金額は、届出料金表に規定するほか、事業法施行規則第19条の2に基づき当財団が別に定めるところとします。

第26条（料金の支払方法）

料金の支払方法は、届出料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第27条（料金の支払い義務）

専用契約者は、その専用契約に基づいて当財団が専用回線の提供を開始した日の翌月から起算して、専用契約の解除があった日の属する月までの期間（提供を開始した日の属する月と解除又は廃止があった日の属する月が同一である場合は、1ヶ月間とします。）について料金表に規定する料金（以下、「料金」といいます。）を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により専用回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、次によります。
 - (1) 利用の一時中断（第15条）をしたときは、その期間中の料金の支払を要します。
 - (2) 利用停止（第23条）があったときは、その期間中の料金の支払を要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、専用回線を利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
1 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きま	そのことを当財団が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその専用サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。

す。)に、そのことを当財団が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	
2 当財団の故意又は重大な過失によりその専用回線をまったく利用できない状態が生じたとき。	そのことを当財団がした時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する専用サービスについての利用料等
3 移転に伴って、その専用回線を利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその専用サービスについての利用料等

- 3 当財団は、支払を要しないこととされた料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 2 8 条（工事費の支払義務）

専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている時は、当財団はその工事費をお返しします。

- 2 専用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった時は、前項の規定に係わらず解除等があった時までに着手した工事の部分について、当財団が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算及び支払

第 2 9 条（料金の計算方法）

料金の計算方法ならびに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

第 3 0 条（割増金）

専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当財団が別に定める方法により、支払っていただきます。

第 3 1 条（延滞利息）

専用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について、年 14.5 % の割合で計算して得た額を延滞利息として当財団が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 8 章 保守

第 3 2 条（当財団の維持責任）

当財団は、専用回線を事業用電気通信設備規則（昭和 6 0 年郵政省令第 3 0 号）に適合するように維持します。

第 3 3 条（専用契約者の維持責任）

専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただくこととします。

第34条（専用契約者の切り分け責任）

専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当財団が別に定めるところにより当財団と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当財団の専用回線に接続されている場合において、専用回線（接続専用回線と相互に接続されている他社接続回線を含みます。以下この条において同じとします。）を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障その他の原因のないことを確認のうえ、当財団に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、専用契約者から要請があった場合には、当財団が別に定める方法により試験を行い、その結果を専用契約者に通知します。
- 3 当財団は、前項の試験により専用回線に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当財団の社員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額とします。

第35条（修理又は復旧の順位等）

当財団は、専用回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順序に従って、その専用回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線は、同条の規定により当財団がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する専用回線等
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当財団が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第36条（修理又は復旧の場合の暫定措置）

当財団は、当財団が設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した専用回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第9章 損害賠償

第37条（責任の制限）

当財団は、専用サービスを提供すべきに場合において、当財団の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線が全く利用できない状態（その専用回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当財団が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該専用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当財団は専用回線が全く利用できない状態にあることを当財団が

知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、それに該当する日数を計算し、その日数に対応する当該専用回線に係わる料金額（その専用回線の一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係わる料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- 3 当財団の故意又は重大な過失により専用サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第38条（免責）

当財団は、専用回線の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によりものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当財団は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件に関する規則の規定の変更により、現に専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当財団はその改造等に要する費用のうちその変更した規定に係わる部分に限り負担するものとします。

第10章 雑則

第39条（個人情報の取扱い）

当財団は、個人情報の保護のため、別に定める「プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めます。

第40条（承諾の限界）

当財団は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当財団の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第41条（利用に係わる専用契約者の義務）

専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当財団又は当財団が指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力すること。
 - (2) 当財団が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときはこの限りではありません。
 - (3) 当財団が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当財団が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこと。
 - (4) 当財団が契約に基づき設置した電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当財団が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただくこととします。

第42条（他人に使用させる場合の専用契約者の義務）

専用契約者は、その専用回線を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次の事を守っていただきます。

- (1) 前条の規定の適用について、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線を使用する者の行為についても当財団に対して責を負うこと。
- (2) 当該専用回線に関する料金又は工事に関する費用のうち、当該専用回線を使用する者

- の使用によるものについても、当財団に対して支払の責を負うこと。
- (3) 当財団が別に定める事項について、当該専用回線に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、当該専用回線を使用する者の設置に係わるものについても、当財団に対して責を負うこと。

第43条（専用契約者からの専用回線の設置場所の提供等）

専用契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は、建物内において、当財団が専用契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供するものとします。

- 2 専用契約者は、専用契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は、建物内において、当財団が専用契約者回線を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担により、その特別な設備を設置するものとします。

第44条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当財団は、当財団が別に定める専用サービスに係わる基本的な技術的事項及び専用契約者が専用サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第45条（法令に規定する事項）

専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第46条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当財団と契約者は契約の締結の主旨に従い、誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

第47条（閲覧）

この約款において、当財団が別に定めることとしている事項については、当財団は閲覧に供します。

附則（平成13年7月13日申請）

（実施期日）

この約款は、認可後速やかに実施します。（平成13年8月1日）

附則（平成14年3月22日届出）

（実施期日）

この改正約款は、平成14年4月1日から実施します。

附則（平成17年4月1日実施）

（実施期日）

この改定約款は、平成17年4月1日から実施します。

料 金 表

1. 通則

- (1) 専用サービスに関する料金は、この届出料金表に規定するほか、当財団が別に定めた専用サービス契約約款に定めるところに適用します。
- (2) 当財団は、専用サービスに関する料金を変更することがあります。
この場合は、変更後の料金によります。

2. 料金の支払い方法

契約者は、当財団に対しサービスの利用に係わる料金を当財団が定める期日までに、当財団が指定する方法で支払うものとします。

3. 利用料の計算方法

- (1) 当財団は、契約者がその契約に基づき支払う利用料を歴月に従って計算します。
- (2) 当財団は、月額料金の料金は、日割りしません。

品 目	内 容	金 額
利用料	当財団の電気通信設備ならびに電気通信回線設備の使用料金ならびに保守費用としての料金	1契約につき 1,260円 (消費税等を含む)

4. 料金等の臨時減免について

当財団は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、契約約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当財団は料金等の減免を行ったときは、当財団事業所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

附則：この料金属届出表は、平成13年8月1日より実施します。(改定)

附則：この料金表は、平成16年4月1日より実施します。

専用役務の事業開始スケジュール及び業務区域

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

事業開始年月日	業 務 区 域
平成 1 3 年 1 0 月 1 日 (事業開始済み)	(奈良地区) 神奈川県横浜市青葉区 奈良一丁目から五丁目までの全域
平成 1 3 年 1 0 月 1 日 (事業開始済み)	(和良比地区) 千葉県四街道市 美しが丘 1 丁目から 3 丁目までの全域及び 和良比の一部区域
平成 1 4 年 4 月 1 日 (事業開始済み)	(千葉東南部地区) 千葉県千葉市緑区 おゆみ野 1 丁目から 6 丁目まで、 おゆみ野中央 1 丁目から 9 丁目まで、 おゆみ野南 1 丁目から 6 丁目まで及び、 おゆみ野有吉の各全域 鎌取町の一部区域 千葉県千葉市中央区 南生実町の一部区域
平成 1 4 年 4 月 1 日 (事業開始済み)	(千原台地区) 千葉県市原市 ちはら台東 1 丁目から 9 丁目まで、 ちはら台西 1 丁目から 6 丁目まで、 ちはら台南 1 丁目から 6 丁目までの各全域 千葉県千葉市緑区茂呂町の一部区域
平成 1 4 年 4 月 1 日 (事業開始済み)	(常総地区) 茨城県守谷市 松ヶ丘 1 丁目から 7 丁目まで及び けやき台 1 丁目から 6 丁目までの一部区域 久保ヶ丘 1 丁目から 4 丁目まで、 松前台 1 丁目から 7 丁目まで及び 薬師台 1 丁目から 7 丁目までの全域 御所ヶ丘 1 丁目から 5 丁目までの一部区域 茨城県つくばみらい市 絹の台 1 丁目から 7 丁目までの全域 茨城県常総市内守谷町きぬの里 1 丁目から 3 丁目まで の各全域
平成 1 4 年 7 月 1 日 (事業開始済み)	(飯能南台地区) 埼玉県飯能市 美杉台 1 丁目から 5 丁目までの全域 大字岩渕、大字下畑、大字大河原の各一部区域
平成 1 4 年 8 月 1 5 日 (事業開始済み)	(霞ヶ関地区) 埼玉県川越市 伊勢原町 1 丁目から 5 丁目までの各全域及び 的場新町の一部区域
平成 1 5 年 4 月 1 日 (事業開始済み)	(鶴川第二地区) 東京都町田市 広袴四丁目及び真光寺一丁目、二丁目の全域 広袴二丁目、三丁目及び真光寺三丁目の各一部区域
平成 2 2 年 1 0 月 1 日 (事業開始済み)	(長津田地区) 神奈川県横浜市緑区 長津田みなみ台 2 丁目から 4 丁目及び 6 丁目の全域 長津田みなみ台 1 丁目、5 丁目、7 丁目の各一部区域